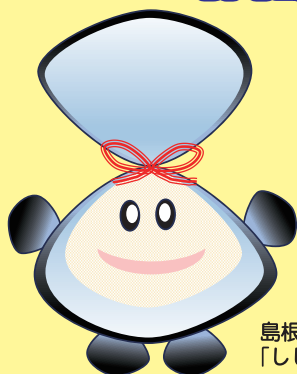


島根県最低賃金

時間額

962円

効力発生日
令和6年10月12日から



島根労働局公式キャラクター
「しじろー」

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます。

確認しよう、最低賃金!
使用者も、労働者も、お互いに。

| 特定最低賃金 | 時間額 | 効力発生日 |
|-----------------------------------|--|----------|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 | 1,092円 | R6.11.28 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 1,068円 | R6.12.5 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 987円 | R6.12.27 |
| 自動車・同附属品製造業 | 1,028円 | R6.11.30 |
| 百貨店，総合スーパー | 次回の改定が行われるまで、令和6年10月12日からは、島根県最低賃金962円が適用されます。 | |
| 自動車（新車）小売業 | 1,000円 | R6.12.5 |

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL0852-31-1158

松江労働基準監督署
TEL 0852-31-1165

出雲労働基準監督署
TEL 0853-21-1240

浜田労働基準監督署
TEL 0855-22-1840

益田労働基準監督署
TEL 0856-22-2351

最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



業務改善助成金は
雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

キャリアアップ助成金は
助成金相談センター
TEL 0852-20-7029

経営課題・労務管理の相談は
島根働き方改革推進支援センター
TEL 0120-514-925

